

# 「小規模保育事業所」 「事業所内保育事業所」 もありますよ！



## 小規模保育事業所とは

0歳児から2歳児までのお子さんを対象にした、定員19人以下の保育施設です。  
お子さんの人数が少ないため、保育士の先生と近い距離感で保育してもらえることが、魅力の1つです。

## 事業所内保育事業所とは

会社内や事業所内などで、従業員のお子さんと、保護者の就労や疾病などにより家庭において、必要な保育を受けることが困難な地域のお子さんの保育を一緒に行う施設です。

佐野市には「小規模保育事業所」が11か所、「事業所内保育事業所」は1か所あります。

| 種別          | 園名                   | 利用定員        | 所在地                  | 電話番号    | 対応月齢  |
|-------------|----------------------|-------------|----------------------|---------|-------|
| 小規模保育事業所    | はなな保育園<br>なのはなハウス    | 12人         | 浅沼町742               | 85-8711 | 6か月～  |
|             | ひよりキッズホーム            | 12人         | 富岡町1429              | 21-5355 | 産休明け～ |
|             | はなな保育園<br>ひまわりハウス    | 19人         | 浅沼町58-2              | 55-5377 | 6か月～  |
|             | あいおい保育園              | 12人         | 吉水駅前2丁目3-12          | 55-5055 | 3か月～  |
|             | 北綜警保育センター<br>まもるーむ佐野 | 19人         | 植上町1308-1            | 86-7111 | 3か月～  |
|             | ニチイキッズ<br>佐野新都市保育園   | 19人         | 高萩町1337-2<br>ミネルバス1階 | 27-0020 | 産休明け～ |
|             | 呑竜クローバー保育園           | 17人         | 赤坂町970-8<br>ルピナス6・7号 | 55-9039 | 6か月～  |
|             | はなな保育園<br>たんぼぼハウス    | 19人         | 堀米町504-1             | 55-8885 | 6か月～  |
|             | あそぬま城<br>くるみ保育園      | 19人         | 浅沼町146-5             | 25-8900 | 6か月～  |
|             | はなな保育園<br>すみれハウス     | 19人         | 吉水町1139-1            | 55-5731 | 6か月～  |
| 呑竜こどものまち保育園 | 19人                  | 大橋町3248-2   | 55-7708              | 6か月～    |       |
| 事業所内保育事業所   | きらめ☆キッズ保育園           | 19人<br>うち5人 | 田沼町1832-1            | 62-5111 | 6か月～  |

※詳細は「佐野市のほいく」をご確認ください。

## よくある質問

Q. 小規模保育事業所や事業所内保育事業所を選ぶメリットは？

A. 小規模保育事業所や事業所内保育事業所を選ぶメリットについては、次のようなことが挙げられます。

- ①少人数保育であるため、お子さん1人1人の発達に合わせた保育ケアを受けられる。
- ②少人数保育であるため、お子さん同士のコミュニケーションが取りやすいほか、保育士同士の意思疎通が図りやすく、保護者の方と保育士の間でのやり取りにも多くの時間を割ける。
- ③公立保育所等では年齢ごとのクラス分けとなるが、小規模保育事業所等では異年齢保育となるため、お子さんにとって異なる年齢のお子さんと交流する機会が増え、よい刺激を受けられる。

特に初めて保育施設を利用する保護者にとって、ご家庭のようなアットホームな保育を求める場合は、最適な選択肢の1つと考えられます。

Q. 入所する条件はあるの？

A. 公立保育所等への入所申請と同じように、「保育が必要となる事由」を満たしている必要があります。

(例：就労の要件ならば、休憩時間を除いて1か月あたり月64時間以上の就労時間が必要です)

「保育が必要となる事由」については、「佐野市のほいく」をご確認ください。

Q. 申請方法はどうすればいいの？

A. 小規模保育事業所及び事業所内保育事業所を希望する場合には、公立保育所等への入所申請と同じように、必要な書類を揃えて申請する必要があります。詳細な申請方法については「入園の手引き」を確認してください。

Q. 施設の基準は満たしているの？

A. こちらに記載のある園については、全て佐野市において認可を受けている園となっております。

1年に1度、基準を満たして適切に運営されているか佐野市が監査に入り、確認をしております。

Q. 保育の質はどんなの？

A. 保育の質において、1つの目安となるのが保育士の配置人数ですが、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所においても、基準で求めている保育士の配置人数は公立保育所等で求めている人数と変わりはありません。また、お子さんに対し手厚い保育を実施できるよう、多くの施設において基準よりも多い保育士を配置しております。

Q. 3歳児クラスに進級するときはどうすればいいの？

A. 3歳児クラスに進級するときは、新年度募集において改めて入園申請を行います。

(例：令和8年4月に3歳児クラスになる場合、令和7年9月からの新年度入園の申請をすることになります。)

小規模保育事業所および事業所内保育事業所を卒園する児童については、切れ目ない保育を実現するため、入園審査において入園の優先度が上がります。

※必ず希望園へ入園できることを保証するものではありません。

お問い合わせ先  
佐野市役所 保育課  
高砂町1番地  
電話：20-3038（直通）